

3 介護予防ケアプランの作成

(1) 基本的な考え方

- ア 生活機能の低下がみられる事項全体を俯瞰し、総合的な観点から領域を超えて根本的な課題を探る必要があります。その上で課題の解決や強化を図るためには、利用者や家族と協働で作った目標をイメージし、これに基づいて介護予防ケアプランを作成します。

- イ 利用者や家族に対して課題解決に向けた目標と具体策を示し、利用者や家族との適切なコミュニケーションを通じて、利用者の主体的な取組みを引き出し、プロセスを丁寧に進めることが重要です。

- ウ 介護予防ケアプランの作成においては、利用者自身が取組む行動や導入すべきサービスを計画するだけでなく、家族の協力や、近隣者の見守り支援などのインフォーマルサービスを積極的に活用することも重要です。近隣者による支えは、利用者の心の支えと安心感につながり、利用者の意欲を高めることとなります。一方で、近隣者がその役割を負担に感じると、利用者との関係を保てなくなるため、計画に盛り込むときには、配慮が必要です。

- エ 介護予防ケアプランを作成する際には、利用者の状態のみに着目するのではなく、要支援状態に至る直接のおよび間接的な原因に着目することも大切です。

(2) 介護予防ケアプランの作成方法

ア 目標の設定

- ① まず、計画作成者が、各領域のアセスメントに基づく専門的観点から、利用者にとって最も適切と考えられる目標と、その達成のための具体的な方策を検討します。その結果を、利用者や家族に提案し話し合いのうえ、合意していくことは、介護予防に対する利用者の意欲を高めることにつながります。

- ② 「目標とする生活」を実現するにあたって、総合的課題についても目標を設定します。目標の設定においては、必要に応じて専門職の意見を聴取した上で設定します。

- ③ 目標は、利用者が一定の期間に達成可能なものであること、利用者の価値観や好みを十分に考慮することが重要です。達成可能な目標を設定することは、介護予防に有効だと考えられています。

- ④ 目標の設定においては、「できないこと」を探して、それを補うサービスを組み込むことに焦点をあてるのではなく、本人が「できること」や「できそうなこと」を一緒に探し、生活機能の向上を図る目標を立てるという視点をもつことが重要です。

- ⑤ 「できること」や「できそうなこと」を利用者や家族と一緒に探し、利用者に「生活機能が向上すると、どのような生活が送れるのか」といった具体的なイメージを持ってもらい、利用者と一緒に目標を立てることが大切です。
- ⑥ 目標を共有化するため、利用者を中心としたサービス担当者会議等を通じて主治の医師等をはじめとするすべてのサービス提供者が、積極的に介護予防ケアマネジメントに参画する必要があります。また、すべてのサービス提供者が目標を共有した上で、その達成に向けて各サービス事業者レベルでの具体的な実施目標を検討します。
- ⑦ 「本人の意思」を尊重するからといって、単にやりたくないという理由だけでサービスを組み込まなかったり、欲しいと言っているサービスのみを提供することは、適切な介護予防ケアマネジメントとは言えません。また、サービスの効果が上がらない理由を単に利用者の意欲が不足しているということのみに帰することも不適切です。利用者の意欲を引き出すことは課題分析者の重要な役割であり、サービス提供事業所の役割でもあります。

イ 支援計画に盛り込む内容

① 利用者のセルフケア

生活機能の低下を予防するため、利用者自らが取り組むべき事項や利用者自身にできる生活行為・行動の変容、健康管理・生活習慣の改善などのセルフケアに関する取組等は、介護予防の重要な取組のひとつです。

② インフォーマルサポート

利用者が、家族・友人・地域住民といった周囲の人たちとのつながりの中に自己の役割やいきがいを感じている場合は、インフォーマルサポートの視点に立った支援内容を盛り込むことも大切です。

③ フォーマルサポート

生活機能の低下を予防するために、適切なアセスメントに基づき、利用する予防給付のサービスや介護予防・生活支援サービス事業等を選択します。

(3) サービス選択にあたっての留意事項

ア 「訪問型サービス」については、自力で困難な行為（掃除・調理等）がある利用者に対して1対1で提供するサービスであり、利用者の状況によっては訪問介護員への依存関係を生みやすいという指摘もあります。このことを踏まえ、本人の置かれた環境（家族の状況等）・心情に十分配慮し、自立に向けた生活機能の維持・向上に資する関わり方を探求する姿勢と技量が求められます。

利用者のニーズおよび状態像に応じたサービス選択を行うために、計画作成者は地域にあるサービスやその特性を把握することが求められます。

※「予防給付型」を利用する場合は、専門職の支援が必要な理由、根拠等を担当者会議で検討し、検討結果等を支援経過記録と計画表③「目標についての支援のポイント」に記載するとともに、計画表①②に関連する状況内容の記載が必要です。

イ 福祉用具の利用にあたっては、適切にケアマネジメントが行われなければ、生活の自立への十分な働きかけなしに福祉用具が提供される等、むしろ自立支援を損ねるおそれもあることから、介護予防ケアプランの根底となった生活目標の内容に照らし、利用の妥当性、適合性を精査することが大切です。

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（老振発第 0617001号）」の通知を踏まえ、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合は、サービス担当者会議等を通じて専門職から意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資するケアプランの作成に努めることが大切です。

北九州市では、利用者の自立支援の推進や福祉用具の効果的活用を目的として、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が、本人の心身機能や生活環境に適した福祉用具の導入や使用している福祉用具の安全かつ適切な使い方等について助言や提案等を行っています。希望に応じて、リハビリテーション専門職が同行訪問も行います。相談したい場合は、リハビリテーション相談支援事業を活用ください。

【リハビリテーション相談支援事業】

URL:<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17500107.html>

(4) サービス事業者に関する情報の必要性

各サービスの選択においては、利用者の状態を踏まえつつ、自立支援の観点に立った短期・集中的なサービスとなるようケアマネジメントを行うことが必要です。また、目標の達成度に応じた事業者評価が行われることから、個々の事業者のサービス提供体制やサービス提供過程（プロセス）に関する情報収集も重要です。

(5) サービス事業者間の情報共有の必要性

複数のサービスを選択する場合は、個々のサービス事業所が提供するサービスが連動する必要があるという認識をより強く持つ必要があります。例えば、通所

型サービスと訪問型サービスを利用している人であれば、通所型サービスで身体機能の向上が見られた場合、向上した機能をサービス事業者間で共有し、さらに活かす訪問型サービスやセルフケアの内容に介護予防ケアプランを変更します。

4 個人情報保護のポイント

(1) 個人ファイルについて

保管場所や保管方法、持ち出し等に関する事業所で決められたルールを遵守し、個人情報の管理を徹底します。

(2) パソコン環境の整備

利用の際はパスワードを設定するなど、データの管理・保管において情報漏えい等が起きないように十分注意します。

(3) 情報提供

利用者の移管・サービス事業者導入の際の情報提供は、必ず本人の承認を得て行います。

※個人情報の取り扱いについては事務手順書を参照

資料

* 守秘義務について

(1) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等

(2) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号 令和3年1月25日公布 令和3年4月1日施行 厚生労働省令第9号）」

第22条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(3) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号 令和3年1月25日公布 令和3年4月1日施行 厚生労働省令第9号）」

第23条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当

な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(4) 介護予防支援（ケアマネジメント）契約書

第8条（秘密保持）・第9条（個人情報の利用）

(5) 重要事項説明書

5. 個人情報の利用

(6) 個人情報使用同意書

(7) 本人基本情報（裏面 下部）